

# 環 境 課



親子体験学習会 2020



天竜小渋水系県立公園 鷺流峡



南信州プラスチックスマート推進宣言

1 地球温暖化対策、環境保全

(1) 長野県地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策に関する知識の普及及び地球温暖化対策の推進を図るため、地球温暖化防止活動推進員を設置しています。

○ 全県：52人 ・南信州：6人（任期：R3.6.1～R5.5.31）

(2) 南信州自然エネルギー普及協議会

地域の特性を活かし、市民・企業・教育機関・行政などが連携して、地域に根ざした自然エネルギーの事業化を目指しています。

※自然エネルギー信州ネット（全県的団体）とも連携



(3) 親子体験学習会 2020 の開催

体験学習を通じて環境問題に対する意識を高めてもらい、暮らしのなかにおけるごみ減量等、廃棄物の発生抑制や再資源化の推進を図ることを目的に開催しました。

○令和2年12月13日（日）

廃食用油を利用したアロマカラフルキャンドル作り

親子9組、20人参加

(4) 南信州環境フェアの開催

自然エネルギーの普及や脱炭素社会の推進に取り組む各種団体及び飯田市と実行委員会を組織し、「ゼロカーボン社会の実現に向けて」をテーマとして開催しました。

今後も参画団体を広げながら継続開催し、地域の多様な主体が協働して地球温暖化対策に取り組む環境先進地域づくりを目指します。

○令和3年2月27日（土）

気候変動対策シンポジウム（オンライン開催）

・講演会「気候危機のリスクと社会の大転換」

・パネルディスカッション

「地域からつくるゼロカーボン社会～わたしたち  
にできること」

ZOOM 視聴者 216人、YouTube 視聴者 64人（開催日実績）



(5) プラスチックスマートの推進

海洋プラスチックごみ問題を背景としたレジ袋の全国一斉有料化を機に、令和2年10月、これまでレジ袋削減に取り組んできた「南信州レジ袋削減推進協議会」を「南信州プラスチックスマート推進協議会」に名称変更し、プラスチックごみ削減の視点で活動することとしました。

令和2年度は、啓発ポスター及びのぼり旗の作成、標語の募集・表彰を行いました。



2 自然保護

(1) 自然公園等の状況

ア 自然公園

自然公園名	面積 (ha)			管内関係市町村及び面積 (ha)
	公園	県内	管内	
南アルプス国立公園 (昭和 39. 6. 1 指定)	35, 752	14, 079	7, 025	飯田市 3, 373 大鹿村 3, 652
天竜奥三河国定公園 (昭和 44. 1. 10 指定)	25, 720	5, 926	5, 926	飯田市 1, 664 阿南町 568 根羽村 669 売木村 512 天龍村 1, 495 泰阜村 978 下條村 40
中央アルプス国定公園 (令和 2. 3. 27 指定)	35, 116	35, 116	11, 027	飯田市 6, 556 松川町 940 高森町 439 阿智村 3, 092
天竜小洪水系県立公園 (昭和 45. 12. 21 指定)	2, 561	2, 561	2, 271	飯田市 177 松川町 592 高森町 109 喬木村 274 豊丘村 107 大鹿村 1, 012

イ 郷土環境保全地域の指定

地域名	所在地	指定年月日	面積 (ha)
開善寺	飯田市上川路 1000	昭和 58 年 3 月 22 日	2. 01
大平宿	飯田市上飯田	昭和 62 年 4 月 13 日	290. 06
野底山	飯田市上郷黒田	平成 9 年 12 月 8 日	133. 71
計	3 地域		425. 78

(2) 天竜小洪水系県立公園地域会議の設置

関係市町村や自然保護団体、観光事業者等による「天竜小洪水系県立公園地域会議」を令和 2 年 2 月に設置し、同公園の優れた自然環境の保護と適正な利用に向け、公園計画の見直しを行っています。



【天竜奥三河国定公園天龍峽姑射橋付近】

ウ 県条例に基づく指定（特別指定）希少野生動植物の管内生育・生息状況

種 別	県内	管内
維管束植物	52(14)	30( 7)
脊椎動物	9( 2)	6( 2)
無脊椎動物	19( 4)	4( 1)

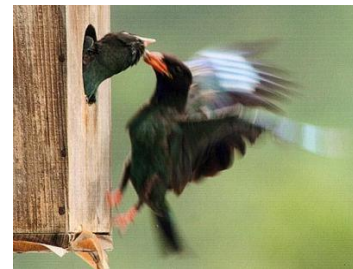
注) ( ) 内は特別指定種数で、内数



【ヤシャイノデ】



【ササユリ】



【ブッポウソウ】

写真提供 羽田野頼一氏

(2) 自然公園法、県立自然公園条例に基づく許可等

自然環境保全のため、自然公園法、県立自然公園条例、県自然環境保全条例に基づく許可等を行いました。(単位：件)

年度	項 目 公園名	許 可 等				計
		工作物 新築等	土石の 採 取	土地の 形状変更	その他	
平成 30 年度	南アルプス国立公園	1(0)	0(3)	0	0	1(3)
	天竜奥三河国定公園	29	11	2	2	44
	中央アルプス県立公園	2	0	0	1	3
	天竜小渋水系県立公園	10	6	0	7	23
	計	42(0)	17(3)	2	10	71(3)
令和 元 年度	南アルプス国立公園	1	0	0	0	1
	天竜奥三河国定公園	28	9	5	6	48
	中央アルプス国定公園	5	0	0	1	6
	天竜小渋水系県立公園	11	6	1	5	23
	計	45	15	6	12	78
令和 2 年度	南アルプス国立公園	0	0	0	0	0
	天竜奥三河国定公園	30	7	4	8	49
	中央アルプス国定公園	3	0	0	0	3
	天竜小渋水系県立公園	11	5	1	5	22
	計	44	12	5	13	74

注) ( ) 内は、経由件数（環境大臣または知事許可等）であり、外数

(3) 自然環境保全条例に基づく届出等

項目	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	届出	協定	届出	協定	届出	協定
工作物新築等	0	0	0	0	0	0
土石採取・その他	0	0	3	3	0	0
計	0	0	3	3	0	0

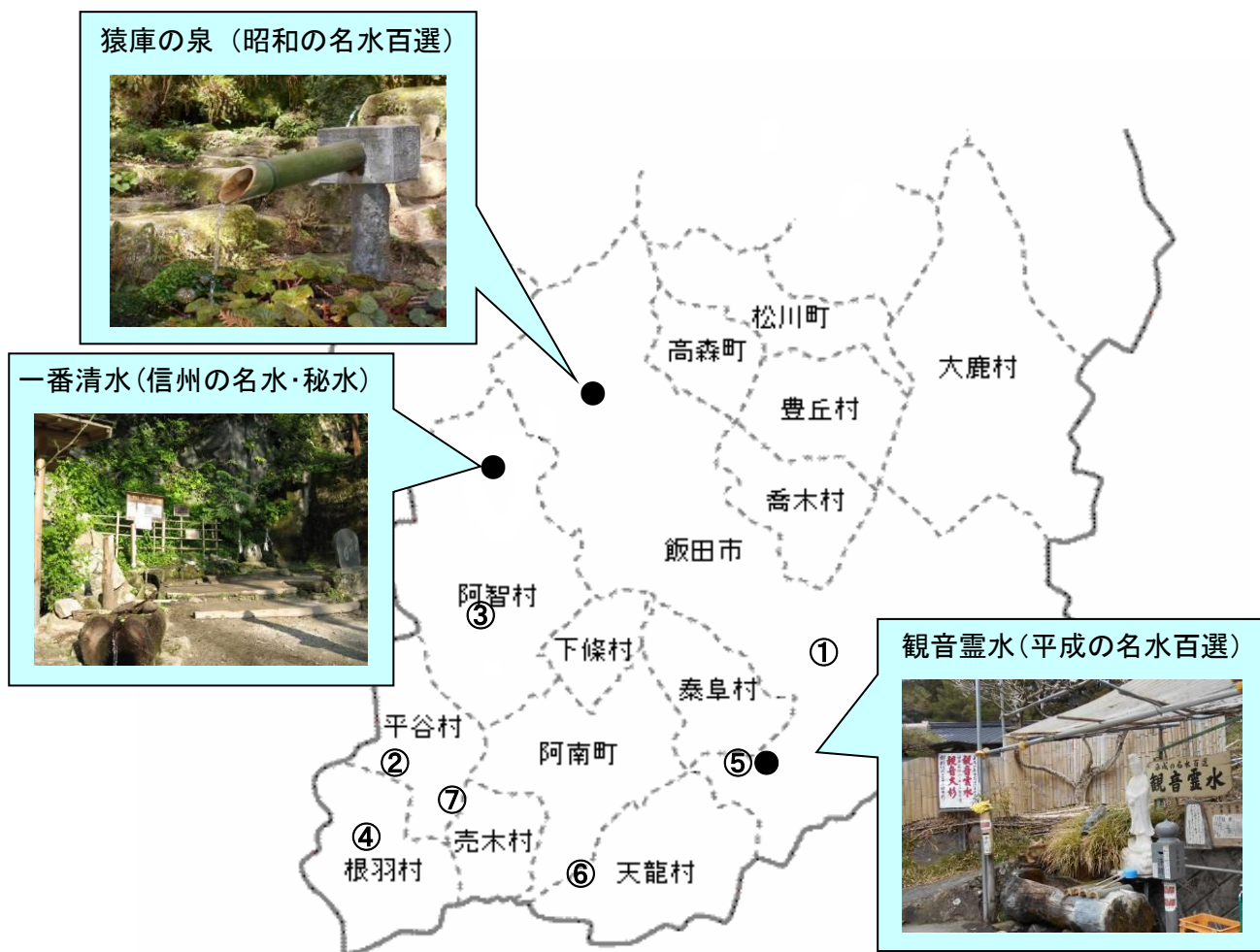
3 環境対策

(1) 水道水源保全地区の指定

長野県水環境保全条例に基づき 7 地区を指定し、上水道の良好な水質及び量の確保と水環境意識の高揚に努めています。

(2) 名水百選

管内には、名水百選に選定された湧水が 2 箇所あり、信州の名水・秘水に選定された湧水が 1 箇所あります。



水道水源保全地区	面積 (ha)	指定年月日
① 水荒沢水道水源保全地区	21.00	平成 6 年 2 月 28 日
② 大松沢水道水源保全地区	39.70	平成 6 年 10 月 6 日
③ 長九郎沢水道水源保全地区	66.85	平成 7 年 2 月 13 日
④ 荊野水道水源保全地区	109.70	平成 8 年 2 月 22 日
⑤ 金七沢水道水源保全地区	157.00	平成 9 年 5 月 29 日
⑥ 風吹山水道水源保全地区	15.08	平成 12 年 3 月 9 日
⑦ 岩倉水道水源保全地区	31.58	平成 12 年 7 月 27 日

4 水道対策

水道普及率（法定水道）は、平成 30 年度末では、98.6%で、県全体の 98.9%に比べると低くなっています。

(1) 管内の水道普及率

(H31.3.31 現在)

区分 市町村	上水道	簡易水道	専用水道	計	現在給水人口	行政区域内人口	水道普及率	法定外水道	
								飲料水供給施設	簡易給水施設
飯田市	1	1		2	97,510 <sup>人</sup>	98,449 <sup>人</sup>	99.0%	1	3
松川町	1			1	12,631	12,719	99.3%	1	
高森町	1	1		2	12,657	12,746	99.3%		1
阿南町		1		1	4,137	4,527	91.4%		2
阿智村	1			1	6,082	6,217	97.8%	2	2
平谷村		1		1	396	415	95.4%		1
根羽村		1		1	767	865	88.7%		
下條村		1		1	3,635	3,644	99.8%		
売木村		1		1	498	522	95.4%		
天龍村		1		1	1,080	1,196	90.3%	1	5
泰阜村		1		1	1,545	1,583	97.6%		
喬木村	1			1	5,992	6,096	98.3%	1	
豊丘村	1			1	6,392	6,438	99.3%		
大鹿村		1	1	2	865	955	90.6%		1
管内合計	6	10	1	17	154,187	156,372	98.6%	6	15
長野県計	69 (14)	126	68	263 (14)	2,027,947	2,050,242	98.9%	97	131

注1) ( ) 内の数字は、複数の市町村にまたがる水道施設の内数

注2) 行政区域内人口：給水区域内人口及び現在給水人口

注3) 水道普及率＝（現在給水人口／行政区域内人口×100）

(2) 立入検査及び指導の状況

区分	立入件数		指導延べ件数	
	元年度	2年度	元年度	2年度
上水道	3	2	1	3
簡易水道	5	0	6	0
飲料水供給施設	2	0	2	0
簡易給水施設	4	0	6	0
合計	14	2	15	3

5 生活排水対策

生活排水の処理は、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽により進められており、これらの生活排水処理施設を利用できる人口の割合を示す汚水処理人口普及率は、令和元年度末において計 96.4%となっています。

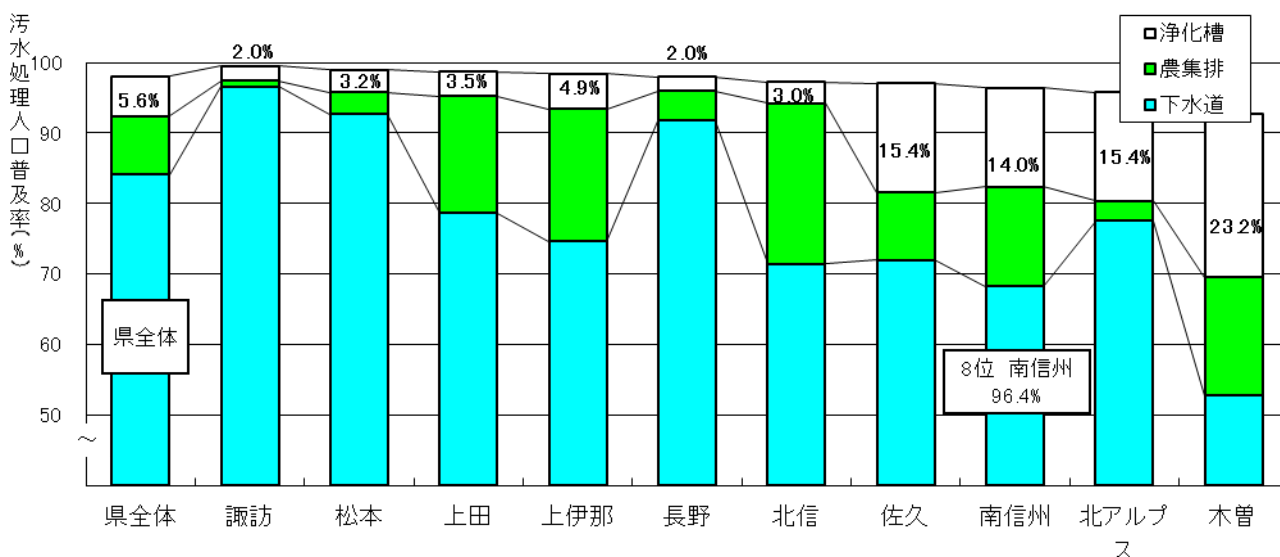
(1) 管内の汚水処理人口及び同普及率 (令和2年3月31日現在)

区分	人口 (人)	汚水処理人口 (人)				普及率 (%)			
		公共・特環下水道	農業集落排水施設等	浄化槽、コミュニティ・プラント	計	公共・特環下水道	農業集落排水施設等	浄化槽、コミュニティ・プラント	計
飯田市	100,008	83,228	5,784	8,026	97,038	83.2	5.8	8.0	97.0
松川町	13,102	5,466	5,613	1,650	12,729	41.7	42.8	12.6	97.2
高森町	13,016	7,969	3,668	1,269	12,906	61.2	28.2	9.7	99.2
阿南町	4,464	0	2,384	1,540	3,924	0.0	53.4	34.5	87.9
阿智村	6,274	3,100	1,001	1,834	5,935	49.4	16.0	29.2	94.6
平谷村	395	0	354	32	386	0.0	89.6	8.1	97.7
根羽村	884	0	658	195	853	0.0	74.4	22.1	96.5
下條村	3,699	0	0	3,575	3,575	0.0	0.0	96.6	96.6
売木村	521	0	358	159	517	0.0	68.7	30.5	99.2
天龍村	1,235	797	0	282	1,079	64.5	0.0	22.8	87.4
泰阜村	1,584	0	0	1,169	1,169	0.0	0.0	73.8	73.8
喬木村	6,302	4,682	544	952	6,178	74.3	8.6	15.1	98.0
豊丘村	6,718	3,478	2,108	1,089	6,675	51.8	31.4	16.2	99.4
大鹿村	992	0	0	538	538	0.0	0.0	54.2	54.2
合計	159,194	108,720	22,472	22,310	153,502	68.3	14.1	14.0	96.4

注) 普及率については、四捨五入しているため合計が合わないことがある。

(2) 汚水処理人口普及率の比較

管内の汚水処理人口普及率は、10 地域振興局中 8 位となっています。  
このうち、浄化槽による汚水処理率は 14.0%で、県平均の約 2.5 倍となっています。



(3) 浄化槽の立入検査及び指導の状況

区 分	立入件数		うち指導件数	
	元年度	2年度	元年度	2年度
浄化槽管理者	120	90	9	10
浄化槽保守点検業者	0	0	0	0

7 公害対策

水質汚濁防止法、大気汚染防止法等に基づく特定施設、ばい煙・粉じん発生施設の設置等について指導を行い、特定事業場の監視指導と公害に係る苦情処理に努めています。

また、化学物質管理促進法（PRTR法）に基づく化学物質（354種）の排出量削減について指導に努めるとともに、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染対策を指導しています。

(1) 水質関係

ア 規制対象事業場数 (令和3年.3.31現在)

区 分	届出事業場数	基準適用事業場数
水質汚濁防止法	975	256
公害防止条例	43	14
合 計	1,018	270

イ 立入検査及び指導の状況

区 分	立入件数 (事業所数)		うち指導件数	
	元年度	2年度	元年度	2年度
水質汚濁防止法	57	43	4	2
公害防止条例	5	5	0	0

(2) 大気関係

ア 規制対象施設数 (R3.3.31現在)

区 分		届 出 施 設
大気汚染防止法	ばい煙	278
	粉じん	55
公害防止条例	ばい煙	1
	粉じん	174
合 計		508

イ 立入検査及び指導の状況

区 分	立入件数 (施設数)		うち指導件数	
	元年度	2年度	元年度	2年度
大気汚染防止法	48	19	0	0
公害防止条例	0	0	0	0



(3) 公害苦情等の受理件数

ア 種類別取扱件数の推移

(単位：件)

年 度 種 類	28	29	30	元	2
水質汚染	2	3	3	5	2
大気汚染	1	3	0	1	3
騒音	1	0	0	0	0
悪臭	3	0	3	0	0
その他	28	17	11	8	0
合計	35	23	17	14	5

イ 発生源別取扱件数の推移

(単位：件)

年 度 発生源	28	29	30	元	2
畜産農業・農業	2	1	1	1	1
製造業	5	1	1	1	2
建設業	11	6	3	1	0
商店・旅館・飲食店	1	0	0	2	0
一般家庭	5	4	1	4	0
その他	11	11	11	5	2
合計	35	23	17	14	5

(4) PRTR制度に基づく排出・移動量の届出状況（令和2年度）

業 種	届出事業所数
製 造 業	42
燃料小売業	49
下水道業	11
廃棄物処分業	9
計	111

注) PRTR (Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出移動量届出制度)

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みをいう。

(5) 土壌汚染対策法に基づく指定状況

(R3.3.31 現在)

土壌汚染状況調査報告済み件数	3
うち汚染区域指定件数	0
土壌汚染状況調査報告猶予の確認件数	14

8 公害関係検査実施状況

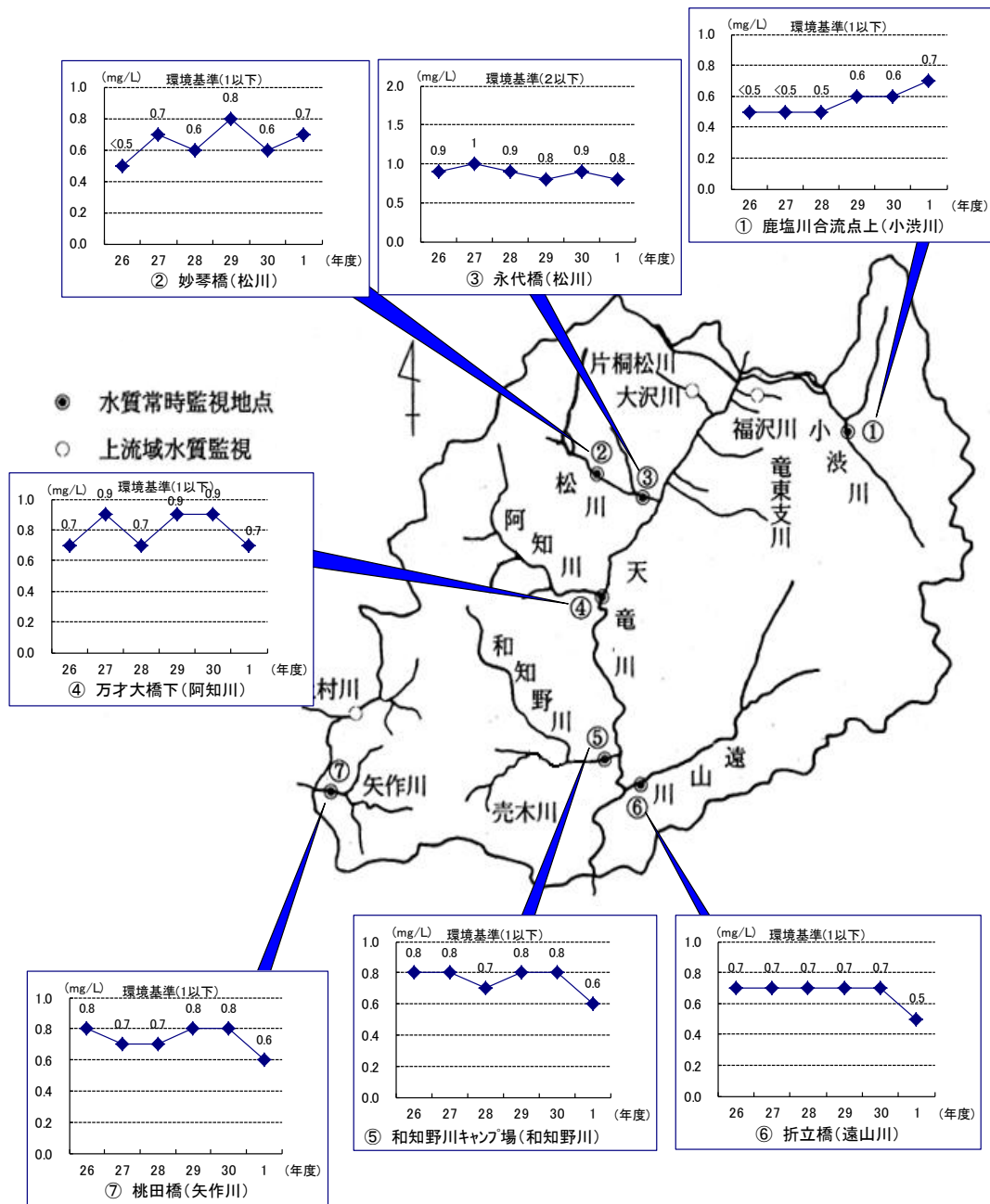
(1) 水質検査

水質汚濁防止法に基づく水質常時監視をはじめ、上流域等水質監視及び水道水源ダム等常時監視を次のとおり実施しました。

ア 水質常時監視

県の水質測定計画に基づき、管内の7地点で水質常時監視測定を実施しています。水質は良好であり、全地点でBOD(生物化学的酸素要求量)環境基準達成となっています。

管内 主要河川の水質(BOD)



注)いずれも、BODの75%値による評価

イ 公共用水域水質測定

(令和2年度)

区分	測定項目	延べ調査数	基準超過数	測定回数
生活環境項目	pH（水素イオン濃度）、BOD、SS（浮遊物質質量）、DO（溶存酸素）、大腸菌群数	420	74	12回/年
	全窒素、全りん、全亜鉛、ノルフェノール、LAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)	112	0	4回/年
健康項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等、重金属、揮発性有機化合物等、農薬	500	0	4回/年

(注) 生活環境項目における基準超過は pH、SS 及び大腸菌群数

ウ 地下水水質測定

(令和2年6月・8月・10月)

区分	測定項目	調査地点数	基準超過数	測定回数
概況調査	揮発性有機化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、重金属等	2	0	1回/年
継続監視調査	揮発性有機化合物、砒素、フッ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	27	7	1回/年

エ 水道水源ダム湖水質測定

(令和2年4月～10月)

ダム名	COD(mg/L) 【目標値】	全りん(mg/L) 【目標値】	全窒素(mg/L) 【目標値】	クロロフィルa (超過月/全測定月)
松川ダム	1.7【2.0】	0.006【0.020】	0.20【0.40】	1/7
片桐ダム	2.1【2.0】	0.012【0.010】	0.19【0.40】	1/7

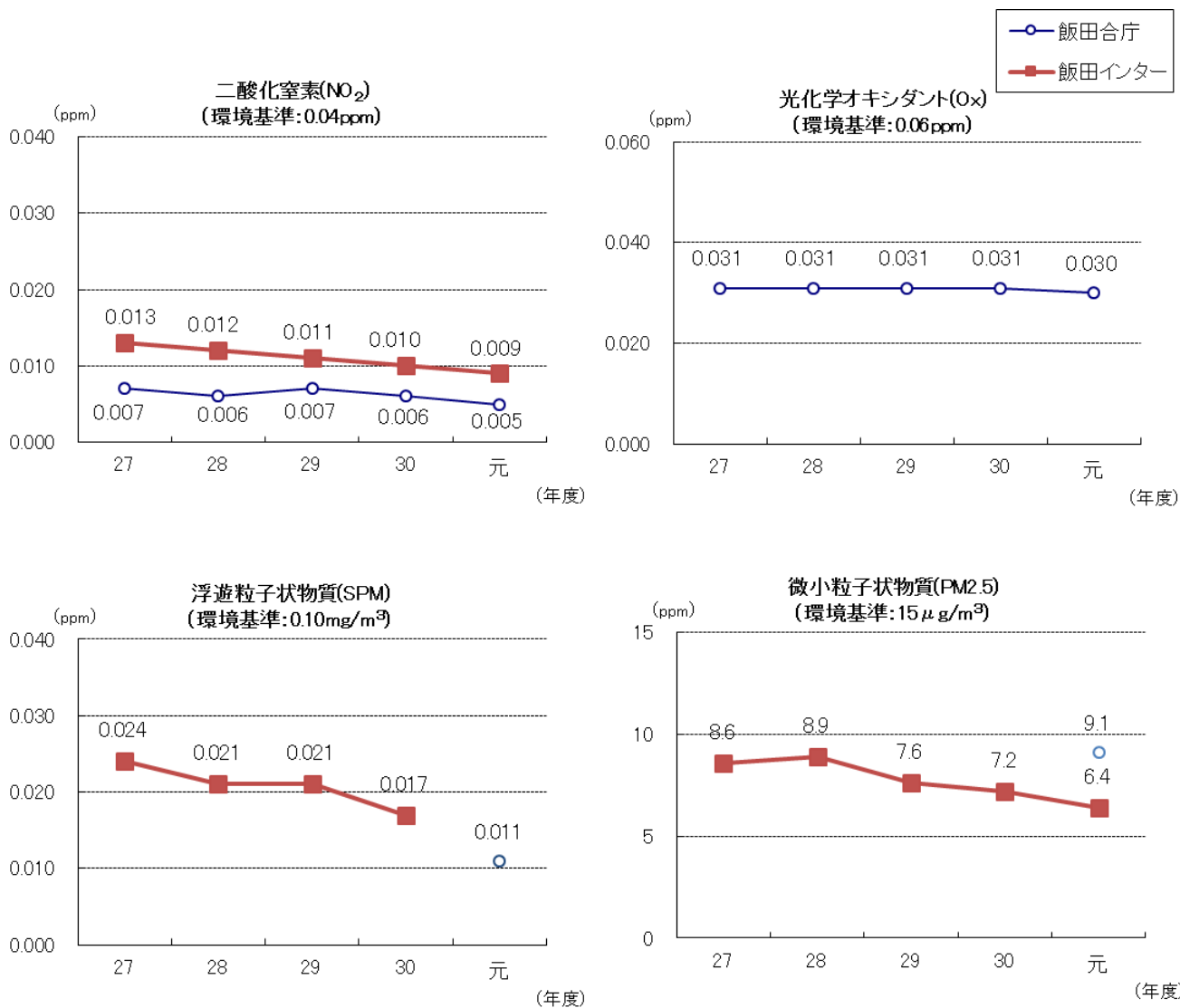
(注) 数値は令和2年度調査の平均値

COD：化学的酸素要求量

クロロフィルaの目標値：3μg/L

(2) 大気常時監視

県の大气測定計画に基づき、一般環境大気の測定を飯田合同庁舎測定局で、道路周辺大気の測定を飯田インターチェンジ測定局で通年実施しました。主な大気物質の年平均値の推移は次のとおりです。



※浮遊粒子状物質 (SPM)の令和元年度数値は、飯田合庁で測定した数値